

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	子ども・子育て支援業務等における各種申請手続に係る電子申請サービス等の導入及び情報提供ネットワークの運用開始について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：総合政策部企画政策課）

## 事業の概要

事業名	社会保障・税番号制度に基づく子育てワンストップサービスに係る電子申請手続き及びマイナポータルが提供するお知らせ・アンケート機能
担当課	企画政策課
目的	電子申請サービスに、社会保障・税番号制度に基づく子育てワンストップサービスに係る申請手続きを追加するとともに、マイナポータルが提供するお知らせ・アンケート機能を活用し、区民等との手続きに係る情報の送受信を行い、区民サービスの向上、行政事務の効率化等を推進する。
対象者	1 児童手当、児童扶養手当の受給者 2 子ども・子育て支援法の2号・3号認定者
事業内容	<p>1 情報提供ネットワークの運用開始について</p> <p>(1) 情報提供ネットワークシステムの運用開始日 平成29年7月18日(予定)</p> <p>(2) 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象事務</p> <p>① 法定事務</p> <p>② 区独自利用事務で、個人情報保護委員会に届出を行っている事務</p> <p>③ 都独自利用事務で、個人情報保護委員会に届出を行っている事務</p> <p>(3) 事務処理(資料16-1)</p> <p>試行運用期間中は、申請者から従来どおり添付書類の提出を受け、事務処理を行う。試行運用期間の終了後、本格運用を開始し、申請者からの添付書類の提出を省略し、事務処理を行う。</p> <p>(4) 今後の予定</p> <p>平成29年7月15日 『広報しんじゅく』、ホームページにより区民へ周知</p> <p>平成29年7月18日 情報提供ネットワークシステムの試行運用開始</p> <p>平成29年秋頃 情報提供ネットワークシステムの本格運用開始</p> <p>2 電子申請</p> <p>(1) 事業概要(資料16-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合行政ネットワークシステム(LGWAN)を介した、マイナポータルへの行政サービス内容の登録及び電子申請様式等の登録</li> <li>・ 東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービスを介した、区民等によるマイナポータルからの電子申請等の受領</li> </ul> <p>※ 東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービスは他業務で既に行われており、このサービスを活用することで、電子申請窓口の一元化が図れ、また、他サービスの導入に比べて費用が安く抑えられることから、東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービスを採用する。</p>

(2) 対象事務 (資料16-3)

- ・ 児童手当：認定・額改定請求、現況届、申請内容変更届
- ・ 児童扶養手当：現況届の事前送信申請、面談の予約申請
- ・ 子ども・子育て支援業務：保育所入所に係る支給認定申請書、保育施設等利用申込、保育施設等現況届

3 お知らせ・アンケート機能

(1) 事業概要 (資料16-2)

- ・ 区民等への当該業務に係るお知らせ等の電子的な送信
- ・ アンケート機能による当該業務に係る区民等からの電子的な返信
- ・ 送受信内容 (お知らせ・通知等) の到達確認

(2) 主な対象事務 (資料16-4)

- ・ 児童手当：支給資格及び額についての認定の請求に係る補正等の連絡及び結果通知
- ・ 児童扶養手当：現況届の提出時期の通知、アンケート機能等を活用した効率的な面談の調整
- ・ 子ども・子育て支援業務：申請結果の通知、募集要項の公表などホームページの更新の通知、アンケート機能等を活用した効率的な面談の調整

4 対象者数

- ・ 児童手当 約 18,000 名
- ・ 児童扶養手当 約 1,500 名
- ・ 子ども・子育て支援業務 約 4,800 名

## 件名 子ども・子育て支援業務等における各種申請手続に係る電子申請サービス等の導入のための外部結合について

保有課(担当課)	子ども家庭課、保育課
登録業務の名称	児童手当、児童扶養手当、保育所入所に係る支給認定及び利用調整事務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	1 電子申請 資料16-3のとおり 2 お知らせ・アンケート機能 資料16-4のとおり
結合の相手方	1 電子申請 東京電子自治体共同運営協議会(東京電子自治体共同運営センター) 2 お知らせ・アンケート機能 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)
結合する理由	1 電子申請 電子申請サービスは、東京電子自治体共同運営協議会(東京都と都内の区市町村で構成)がシステムを構築し、それを共用することで高品質なサービスの廉価な提供を実現している。 区では、この東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービスを既に複数の業務において導入しており、新しい電子申請サービスの方式を採用するよりも、区民、職員において電子申請窓口の一元化が図れ、他の申請も同様の操作で行えるなど利便性も良く、円滑に受け入れることができる。また、自治体専用の LGWAN 回線を利用しているため、セキュリティ面でも安全を確保でき、費用対効果も優れている。 2 お知らせ・アンケート機能 社会保障・税番号制度の導入に伴い、総務大臣が設置する「情報提供ネットワークシステム」を介したマイナポータルとの情報連携を行うこととなったため、外部結合を行う。
結合の形態	1 電子申請 LGWAN回線を利用し、共同運営センターのサーバと区のイントラネット端末接続し、資料16-3の各情報項目について、電子申請データの取込、受付、審査処理を行う。 2 お知らせ・アンケート機能 LGWAN回線を利用し、J-LISの情報提供ネットワークと新宿区中間サーバ及び区のイントラネット端末を接続し、資料16-4の情報項目について、データの送受信を行う。
結合の開始時期と期間	1 電子申請: 平成29年10月から平成30年3月31日まで 2 お知らせ・アンケート機能: 平成29年7月18日から平成30年3月31日まで ※ 1、2とも、次年度以降も、同様の外部結合を行う。
情報保護対策	1 電子申請 資料16-5のとおり 2 お知らせ・アンケート機能 資料16-6のとおり

## 件名 子ども・子育て支援業務等における各種申請手続に係る電子申請サービス等の処理の委託について

保有課(担当課)	子ども家庭課、保育課
登録業務の名称	児童手当、児童扶養手当、支給認定及び利用調整事務
委託先	富士通株式会社(プライバシーマーク、ISO27001 取得)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	資料16-3のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	共同運営センターの専用サーバ
委託理由	<p>電子申請サービスは、東京電子自治体共同運営協議会(東京都と都内の区市町村で構成)がシステムを構築し、それを共用することで高品質なサービスの廉価な提供を実現している。</p> <p>区では、この東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービスを既に複数の業務において導入しており、新しい電子申請サービスの方式を採用するよりも、区民、職員において電子申請窓口の一元化が図れ、他の申請も同様の操作で行えるなど利便性も良く、円滑に受け入れることができる。また、自治体専用のL2回線を利用しているため、セキュリティ面でも安全を確保でき、費用対効果も優れている。</p> <p>この東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービスを運用管理している上記委託先と委託契約を締結する。</p>
委託の内容	共同運営センターの運用(電子申請サービス提供・データ管理、サーバ機器・ネットワークの運用管理等)
委託の開始時期及び期限	<p>平成29年10月(※)から平成30年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)</p> <p>※ 現時点では、マイナンバーカードによる電子署名付き電子申請の開始日は不明</p>
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託先との契約書には、東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシーの遵守、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。</li> <li>2 別紙「特記事項」を付す。</li> <li>3 必要に応じ、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。</li> </ol>
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報セキュリティ遵守状況のセルフチェックの実施をさせる。</li> <li>2 情報セキュリティ対策が適切に行われているか、外部監査を実施させる。</li> <li>3 情報セキュリティ対策の内部監査を実施させ、定期的な点検、評価、見直し等を行わせる。</li> </ol>

## 特 記 事 項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又

は複製してはならない。

**(再委託の禁止)**

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

**(資料等の返還等)**

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

**(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

**(業務に関する報告)**

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

**(監査)**

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

**(従事者に対する教育)**

16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

**(事故発生時等における報告)**

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

**(公表)**

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

**(損害の賠償)**

19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。